

2026年1月23日

各 位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 松岡 健

税金等の口座振替手続きにおける「印鑑レス」の取扱いについて

西京銀行は、税金等の口座振替手続きについて、届出印の押印を省略する「印鑑レス」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

本取り組みにより、口座振替手続きの簡略化を図り、お客様の納付手続きにおける利便性向上を図ってまいります。

記

1. 取扱開始日

2026年1月26日（月）

2. 対象のお客さま

個人のお客さま（個人事業主のお客さまを含む）

3. 対象のお取引

- ・ 山口県内各市町村の各種税金、水道料
※ 西京銀行と口座振替契約のある市町村が対象となります。
- ・ 山口県税（自動車税、個人事業税）
- ・ 国税（申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）

4. 対象の受付窓口

西京銀行の店舗窓口

※ 各税務署や各地方公共団体の窓口および郵送でのお手続きは対象外（届出印の押印が必要）となります。

5. 届出印に代わる本人確認方法

運転免許証等顔写真付きの公的書類を用いて、ご本人さま確認を行います。

当行は、より一層の商品・サービスの向上に努め、「地域の皆さまのお役に立つ銀行」を目指してまいります。

以 上

◆本件に関するお問い合わせ
西京銀行 お客様サポートグループ

TEL : 0120 - 240 - 606

受付時間：平日 9:00～17:00（銀行休業日を除きます）